

社会

➔ 6年生 | 「日本国憲法」

学校内設備から 基本的人権の尊重について考える

1. はじめに

本授業案は、日本国憲法に示された基本的人権の尊重を取り上げ、「国民の基本的人権は侵すことのできない永久の権利として保障されている」ことを、理解するためのものである。

学習指導要領解説書では、「日常生活との結びつきが見られる事例など、児童にとって理解しやすい事例を取り上げ、ここで述べた日本国憲法の基本的な考え方を具体的に理解できるように留意することが大切である」としている。そこで、児童にとって特に身近な学校内の設備に着目した授業を提案する。

2. 体育館入口につながる通路の秘密

まず、授業の開始に体育館通路に集合する。ここは、児童が朝会や体育の授業などのために毎日通る通路である。普段、何気なく通る通路に実は秘密が隠されている。この通路は体育館入口へのスロープになっているのだが、このスロープの両脇に、幅30cm程の階段がそれぞれ残されている(写真)。つまり、元々あった階段の中央を壊し、新たにスロープが設置されているのである。

そして、このスロープが設置されている理由を問う。児童からは「車いすの子が通るために」とか「松葉づえの子でも通れるから」などの意見が出る。しかし、「体育館を使うのは学校の子もだけかな?」と切り



返すと、児童も気づき始める。「避難所や選挙の投票所としても使う」「入学式には小さい子を連れてくるお母さんもいた」「スロープにすれば、小さい子もお年寄りも障害のある人も、誰でも使いやすいということだね」

3. 体育館の通路(スロープ)と基本的人権

次に、このスロープは誰が設置したのかを考える。すると市議会等で話し合い、予算案を作り、税金を使って設置されていることが見えてくる。公共事業の流れについては「政治」の単元で学んでおり、ここで習得した知識の活用を図ることができる。

さらに、「政治」の単元で学んだ「政治には、私たちの願いを実現する役割がある」ことを引き合いに出し、「誰でも使いやすい学校の体育館」という願いのために、このスロープが設置されていることに気づかせていく。そして、誰でも使いやすいということが、誰もが人らしく生きる権利を尊重すること＝「基本的人権の尊重」に結びつくことを押さえる。

最後に、基本的人権について、日本国憲法にどのように明記されているのかを教科書や資料集などで確認する。「国民の基本的人権は侵すことのできない永久の権利として保障されている」ことが、実感を伴いながら具体的に理解できる。また、後に扱う国民の権利「参政権」の学習でも、地域住民にとってのこのスロープの重要性が想起できる。

4. 終わりに

学校内には、他にも階段の手すりの増設や昇降機の設置、点字ブロックなどがあり、学習対象となり得る。このように、基本的人権の尊重を実現しようとする設備が、学校内には数多く存在している。